

総合設計制度の許可基準 新旧対照表

改正後（案）	改正前
（略） （建築物に係る環境への負荷の低減） 第11条 略 2 計画建築物は、次の各号のいずれかに該当すること。 （1） 一次エネルギー消費量について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号の規定に基づく誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条に掲げる基準）に適合した建築物（一般型総合設計を適用する場合においては、住宅以外の用途に供する部分にあっては省令第12条に規定する式の「B」とあるのは、「0.9」と、住宅の用途に供する部分にあっては省令第14条に規定する式の「0.8」とあるのは、「0.95」と読み替えるものとする。） （2）・（3）略 <u>附 則</u> <u>この基準は、令和7年4月1日より施行する。</u>	（略） （建築物に係る環境への負荷の低減） 第11条 略 2 計画建築物は、次の各号のいずれかに該当すること。 （1） 一次エネルギー消費量について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号の規定に基づく誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条に掲げる基準）に適合した建築物（一般型総合設計を適用する場合においては、住宅以外の用途に供する部分にあっては省令第11条に規定する式の「0.8」とあるのは、「0.9」と、住宅の用途に供する部分にあっては省令第12条に規定する式の「0.9」とあるのは、「0.95」と読み替えるものとする。） （2）・（3）略 _____